

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第44号

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則（平成16年香川県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章 略 第2章 <u>削除</u> 第3章～第5章 略 附則</p> <p>第2章 <u>削除</u></p> <p>第4条 <u>削除</u></p> <p>(登録の申請)</p> <p>第5条 略 2 略</p> <p>(1)・(2) 略 <u>(3) 条例第11条第1項に規定する専任のふぐ処理師の条例第20条第1項のふぐ処理師免許証の写し及び特別ふぐ処理業の登録を受ける場合にあつては、その者の条例第28条第2項の修了証（以下「修了証」という。）</u></p>	<p>目次 第1章 略 第2章 <u>ふぐの販売（第4条）</u> 第3章～第5章 略 附則</p> <p>第2章 <u>ふぐの販売</u></p> <p><u>(表示事項)</u></p> <p>第4条 <u>条例第4条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 原料に用いた食用ふぐの種類及び特別ふぐにあつては、その漁獲海域</u></p> <p><u>(2) 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第1項に定める食品として販売をする場合にあつては、製造又は加工をした年月日</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、処理を行った年月日並びに処理を行った者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(登録の申請)</p> <p>第5条 略 2 条例第5条第2項の申請書は、ふぐ処理業登録申請書（第1号様式）によるものとし、同項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

の写し

(登録事項の変更の届出)

第10条 略

2 条例第9条第1項の届出書は、ふぐ処理業登録事項変更届出書(第5号様式)によるものとし、同項の規則で定める書類は、法人に係る条例第5条第2項第1号に掲げる事項又は同項第4号若しくは第5号に掲げる事項の変更の場合にあっては、当該変更の事実を証明する書類とする。

(免許の取消しの申請)

第23条 条例第23条第1項後段の免許の取消しの申請は、ふぐ処理師免許取消申請書(第12号様式)により保健所長を経由して知事に行わなければならない。

(修了証の再交付)

第29条 講習を修了した者は、修了証を亡失し、汚損し、又は破損したときは、修了証の再交付を受けることができる。

2・3 略

別表第4(第18条関係)

埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 鳥取県 岡山県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県

(登録事項の変更の届出)

第10条 略

2 条例第9条第1項の届出書は、ふぐ処理業登録事項変更届出書(第5号様式)によるものとし、同項の規則で定める書類は、法人に係る条例第5条第2項第1号又は第4号に掲げる事項の変更の場合にあっては、当該変更の事実を証明する書類とする。

(免許の取消しの申請)

第23条 条例第23条第1項後段の免許の取消しの申請は、ふぐ処理師免許取消申請書(第12号様式)により保健所長を経由して知事に行わなければならない。

(修了証の再交付)

第29条 講習を修了した者は、条例第28条第2項の修了証(以下「修了証」という。)を亡失し、汚損し、又は破損したときは、修了証の再交付を受けることができる。

2・3 略

別表第4(第18条関係)

埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 鳥取県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県

第1号様式（第5条、第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

（表面）

略

（裏面）

略

注1 欄内に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

2～5 略

6 登録の申請をする場合は、次の書類を添付してください。

- (1) ふぐ処理施設の構造を記載した図面
- (2) 法人にあっては、その法人の登記事項証明書
- (3) 香川県ふぐの処理等に関する条例第11条第1項に規定する専任のふぐ処理師の同条例第20条第1項のふぐ処理師免許証の写し及び特別ふぐ処理業の登録を受ける場合にあっては、その者の同条例第28条第2項の修了証の写し

第5号様式（第10条関係）

（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

ふぐ処理業登録事項変更届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿
届出者 住 所
氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

ふぐ処理業登録事項に変更があったので、香川県ふぐの処理等に関する条例第9条第1項の規定により届け出ます。

略

注1 欄内に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

2 変更事項1又は2に該当する場合は、ふぐ処理業登録証を添付し、その訂正を受けてください。

3 法人の場合であって変更事項1に該当するとき、又は変更事項3若しくは4に該当するときは、当該変更の事実を証明する書類を添付してください。

4 変更があった日から30日以内に届け出てください。

第1号様式（第5条、第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

（表面）

略

（裏面）

略

注1 欄内に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

2～5 略

6 登録の申請をする場合は、次の書類を添付してください。

- (1) ふぐ処理施設の構造を記載した図面
- (2) 法人にあっては、その法人の登記事項証明書

第5号様式（第10条関係）

（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

ふぐ処理業登録事項変更届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿
届出者 住 所
氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

ふぐ処理業登録事項に変更があったので、香川県ふぐの処理等に関する条例第9条第1項の規定により届け出ます。

略

注1 欄内に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

2 変更事項1又は2に該当する場合は、ふぐ処理業登録証を添付し、その訂正を受けてください。

3 法人の場合であって、変更事項1又は4に該当するときは、当該変更の事実を証明する書類を添付してください。

4 変更があった日から30日以内に届け出てください。

第12号様式（第23条関係）

（日本工業規格A列4番）

ふぐ処理師免許取消申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

ふぐ処理師の免許を取り消したいので、香川県ふぐの処理等に関する条例第23条第1項後段の規定により申請します。

免 許 の 番 号	第	号
-----------	---	---

注 ふぐ処理師免許証を添付してください。

第12号様式（第23条関係）

（日本工業規格A列4番）

ふぐ処理師免許取消し申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

ふぐ処理師の免許を取り消したいので、香川県ふぐの処理等に関する条例第23条第1項後段の規定により申請します。

免 許 の 番 号	第	号
-----------	---	---

注 ふぐ処理師免許証を添付してください。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）附則第3条から第5条までの規定によりなお従前の例による場合における表示事項については、なお従前の例による。
- 食品表示基準の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同令の施行後にした行為（いずれも香川県ふぐの処理等に関する条例（平成16年香川県条例第4号）第4条第2項の販売に係るものに限る。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の第1号様式によるふぐ処理業登録（登録更新）申請書は、改正後の第1号様式によるふぐ処理業登録（登録更新）申請書とみなす。
- 改正前の第1号様式、第5号様式及び第12号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。